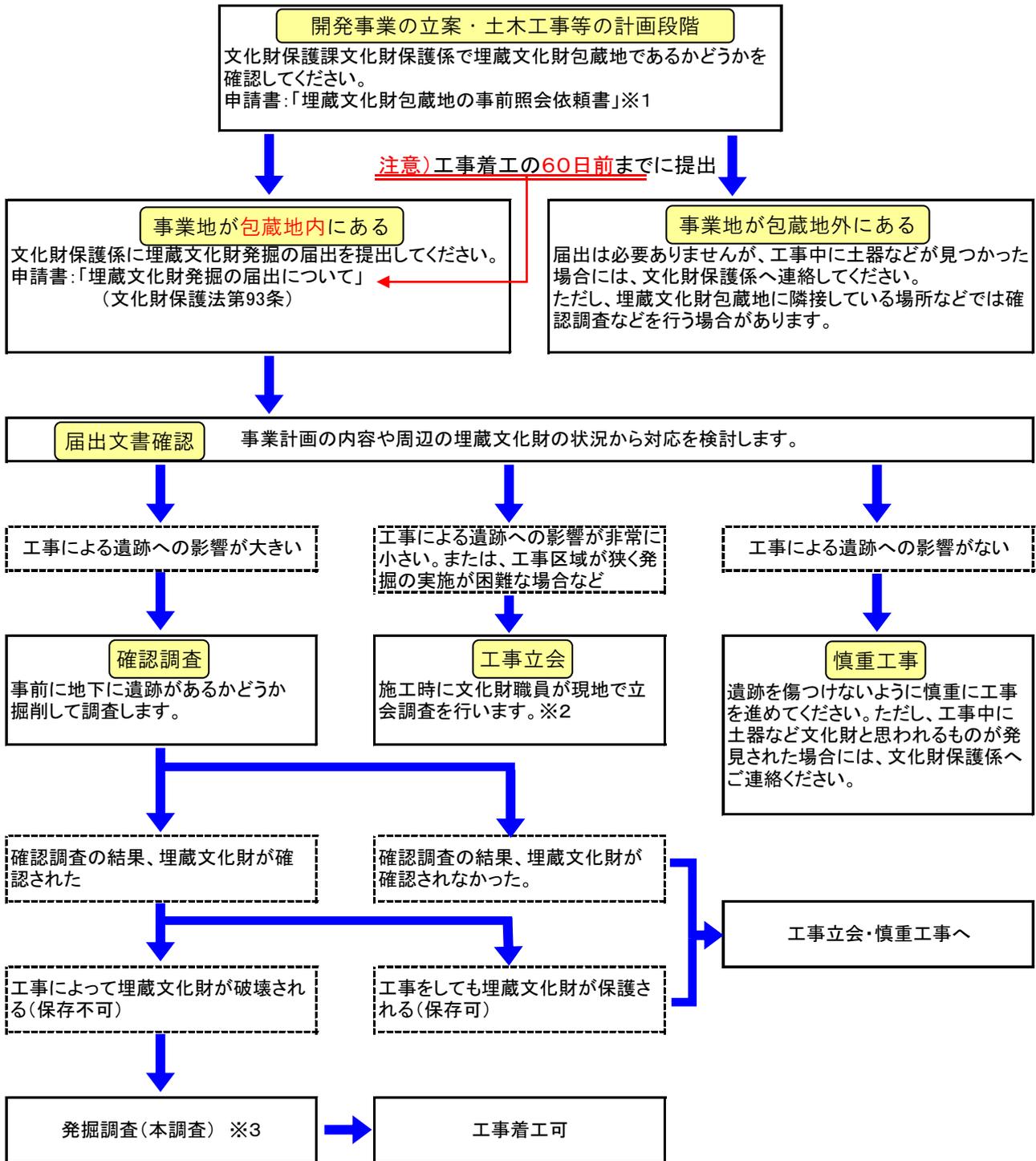


開発事業と埋蔵文化財届出の流れ(民間事業者向け)



※1 FAXによる照会も受け付けています。(電話のみの照会はしていません)

※2 「工事立会」については、文化財職員が現地です立会調査を行いますので、地盤掘削、土壌柱改良などの工事日程をご連絡ください。

※3 発掘調査で特に重要な埋蔵文化財が発見された場合は、遺跡の保存について協議をお願いする場合があります。

◆お問合せ
沼田市教育委員会 文化財保護課 文化財保護係
電話 0278-23-2111(代表) FAX 0278-23-7566